

大和市告示第43号

大和市福祉車両利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

大和市長 古谷田 力

大和市福祉車両利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市福祉車両利用助成事業実施要綱（平成21年大和市告示第94号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「が、」を「の生活圏の拡大と社会福祉の増進を図ることを目的として、」に、「で生活圏の拡大と社会福祉の増進を図ることを目的」を「に対して助成すること（以下「助成」という。）について、必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条第1項中「市内に住所を有する」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者であって、」に、「市民税が非課税の者であって」を「地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が課されていないもの又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたもののうち」に、「第49条第1項第3号に規定するもののうち」を「第49条第2号に掲げるものであって」に改め、同条第3項中「対象者は、」の次に「福祉車両の」を加え、「その介護者」を「当該対象者を介護する者」に改める。

第5条ただし書中「本人の同意に基づいて市の課税台帳等により本人」を「市長が現有公簿等により当該対象者」に改め、「場合には、」の次に「当該」を加え、「省略する」を「省略させる」に改める。

第6条第3項中「市長は、」の次に「第1項の規定による」を加え、「本人の同意に基づいて市の課税台帳等により本人」を「市長が現有公簿等により当該対象者」に改める。

第11条第2項中「前項に規定する」を削る。

第13条ただし書中「及び」を「又は」に改める。

第14条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同項第1号中「6,440円」を「6,920円」に改め、同項第2号中「7,440円」を「7,920円」に改め、同項第3号中「11,440円」を「11,920円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大和市福祉車両利用助成事業実施要綱第14条第2項の規定は、施行日以後に実施する同要綱第3条第4項に規定する福祉車両の利用（以下単に「福祉車両の利用」という。）について適用し、施行日前に実施した福祉車両の利用については、なお従前の例による。